

熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 ネーミングライツ導入の目的・趣旨

このガイドラインは、本町が所有する諸施設等（以下、「町有施設等」という。）の命名権付与制度（以下「ネーミングライツ」という。）を導入し、もって本町の歳入確保の一助とするため、対象となる町有施設等や募集の方法、応募者の選定方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、本町と民間事業者等（以下「パートナー」という。）との契約により、パートナーに町有施設等に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得したパートナーからその対価を得ることにより、本町の新たな歳入を確保し、施設の管理運営等に役立てるものです。

町はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更せず、町議会等において必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。

なお、対象となる町有施設等や募集、契約、選定等について、議会の意見を聴取した上で実施するものです。

3 ネーミングライツ対象町有施設等

ネーミングライツを導入する対象町有施設等については、スポーツ施設、文化施設、道路、公園等、町が設置している以下の公共的な施設（及びそれらの一部）を想定しています。

施設名称	現在の愛称	参 考
熊取町立総合体育館	ひまわりドーム	指定管理
熊取町立町民グラウンド		指定管理
熊取町公民館・町民会館		
熊取交流センター	煉瓦館	
熊取町立図書館		
熊取町野外活動ふれあい広場		指定管理
熊取駅前サービスコーナー	駅下にぎわい館	
熊取町立総合保健福祉センター	熊取ふれあいセンター	
熊取町立老人福祉センター		指定管理
永楽ゆめの森公園		指定管理
奥山雨山自然公園		
町道（一部）	（駅前）夢広場 など	
道路橋梁・歩道橋		

4 契約期間

原則3年～5年とし、施設の性質等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮した適切な期間とします。

契約期間満了後の再募集の際は、契約が満了するパートナーに優先交渉権を付与する場合があります。

5 導入の手続

募集要項を作成し、町有施設等へのネーミングライツの提案募集を行います。手続の流れは、次のとおりです。

- ①議会への報告と意見聴取
- ②パートナーの募集
- ③選定委員会による提案に対する審査
- ④優先交渉権者の決定
- ⑤優先交渉権者と詳細協議
- ⑥パートナーとの契約締結
- ⑦愛称の使用開始

6 愛称付与の条件・範囲

- (1) 町有施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。提案いただいた名称（愛称）は、選定委員会において審査を行います。
- (2) 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称（愛称）の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまでの間、若しくは、契約期間中、条例上の名称を併記する場合があります。

7 パートナー特典

①愛称看板の設置

※設置場所・大きさ・デザイン等は協議が必要です。また、各種法令を遵守しての設置となります。

②パンフレット等への掲載

③町ホームページ、広報誌を通じた愛称の普及と定着

8 愛称付与に伴う費用の負担

愛称付与に伴う費用負担は原則、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担とします。なお、詳細は、表のとおりです。

費用負担（施工含む）の区分	負担者
施設表示看板の変更や新設	パートナー
契約終了（解除）後の原状回復	
契約締結後（※）に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	作成した者

※契約締結前の既存の印刷物は、基本的にそのまま使用しますが、パートナーの負担による愛称名入りシールやゴム印による修正の場合は、既存印刷物への表示変更も可能とします。

9 パートナーの募集

(1) 募集の方法

- ①パートナーの募集は、原則公募により行うこととします。
- ②別途、募集要項等を作成します。
- ③町ホームページや広報誌等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して幅広く周知するものとします。

(2) 留意事項

- ①応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とすることとします。
- ②必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- ③提出書類等は返却しないものとします。

(3) 応募資格

本町のパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている場合
 - ②熊取町入札参加停止要綱による入札参加停止等を受けている場合
 - ③最近1年間（応募する日前の1年間）で、公租公課を滞納している場合
 - ④会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更正又は再生手続をしている場合
 - ⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している場合
 - ⑥公序良俗に反する事業を行う場合
 - ⑦政治性又は宗教性のある事業を行う場合
 - ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の場合
 - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）の場合
 - ⑩法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）のうちに、暴力団員等に該当するものがあるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する場合
 - ⑪指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する場合。ただし、現在の指定管理者の関連法人を除く。
 - ⑫その他、本町のパートナーとして不相当と認められる場合
- なお、施設の性質や実情等を考慮し、これら以外の事項についても規定する場合があります。

10 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

11 選定方法

(1) 選定委員会の設置

町有施設ごとに、関係部局の職員等からなる選定委員会を設置し、応募に対する採用の可否や優先交渉権者※の決定等について審査・選定を行います。

また、審査・選定にあたっては、必要に応じて関係者の出席を求めることができることとします。

※優先交渉権者：応募者のうち、パートナーとしての適格があり、かつ町も有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して町が契約に係る交渉をする者をいう。

(2) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定に当たっての選定基準は次表のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。

なお、応募者が1者のみの場合も、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定するものとします。

【選定基準】

審査区分	審査項目	配点
応募者の状況	経営の安定性	20
提案内容	応募趣旨	10
	愛称	20
	命名権料	50
合計		100

※優先交渉権者として選定されるための最低基準は、合計点数が50点以上とし、最低基準に満たない場合は失格とします。

12 選定結果の通知

応募者に対し、優先交渉権者の決定の可否について、選定委員会を開催した日から、原則1か月以内に文書で通知することとします。

13 契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツに関する契約を締結することとします。

14 契約の解除

契約当事者は、契約相手方の事情・瑕疵等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約満了を待たずに契約を解除することができることとします。

また、命名権料の未払い等があった場合は、契約を解除できることとします。

なお、パートナーの事情・瑕疵等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

15 パートナーの公表、新名称（愛称）の普及

パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について、公表するとともに、ホームページや広告印刷物等において愛称を積極的に使用します。

16 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象町有施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、次のような観点に留意するものとします。

- (1) 指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合、あるいは交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替えることがあります。
- (2) 現指定管理者がパートナーを兼ねる場合、命名権料に係る支出は、指定管理に係る管理経費に含まないものとします。
- (3) 指定管理者とパートナーが違う場合のパートナー特典等については、互いに十分な協議を行い協力しあうこととします。

17 遵守事項

パートナーは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他関連する法令並びに条例及び規則を遵守しなければなりません。

特に、屋外への看板設置にあたっては、大阪府屋外広告物条例（昭和 22 年条例第 79 号）を遵守してください。

18 適用除外

指定管理者を新規に定め、又は更新する場合において、指定管理者指定申請者からネーミングライツの応募があり、かつ、当該申請者が指定管理者となったときは、このガイドラインは適用せず、指定管理者との協定によるものとします。

19 施行時期

このガイドラインは、平成 29 年 12 月 25 日から施行します。